

ご理解とご協力をお願いします！

一宮市消防団協力事業所表示制度

「消防団協力事業所表示制度とは？」

被雇用者の消防団員が増加し、事業者側の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要となる中、消防団協力事業所であることを表示することで、当該事業所の消防団への協力体制や社会貢献度が広く認められ、事業所としての信頼性が向上するとともに、地域防災体制の一層の充実が図られます。

《 消防団協力事業所表示制度イメージ図 》



【 認 定 要 件 】

- 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

企業としてのメリット

- 消防団協力事業所の表示証を自社ウェブサイトなどで公開し、市民・顧客・他事業所などにPRすることができます。
- 市ウェブサイトにも事業所名を公開させていただきますので、当該事業所の地域社会からの信頼性向上に繋がります。
- 一宮市総合評価落札方式の入札における、優遇措置が受けられます。



この制度は、平成30年7月1日からスタート。

お問い合わせ先

一宮市消防本部 総務課 消防団担当

☎ 0586-72-1193(直通)

FAX 0586-71-1191

f-somu@city.ichinomiya.lg.jp



- 求む若い力 - 消防団員募集！

消防団協力事業所表示制度について、もっと詳しく知りたい方は、下記の内容で検索しご覧ください。左のQRコードからもアクセスできます。

一宮市消防団

検索